介護職員等処遇改善加算　職場環境等要件の取組項目

令和８年４月１日

区分	内容
入職促進に向けた取組	・法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化。 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。 ・職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等。 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動。 ・エルダー・メンター制度等導入 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備。 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施。 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
生産性向上のための業務改善の取組	・現場の課題の見える化を実施している。 ・5S 活動等の実践による職場環境の整備を行っている。 ・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている。 ・介護ソフト、情報端末の導入。 ・介護ロボット又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する ICT 機器の導入。 ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に間接業務がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施。 ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供。 ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。